指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名：株式会社 福電事業
（法人番号9200001017270）
業者の住所：岐阜県美濃加茂市本郷町７－８７９－１

2　指名停止措置期間：令和８年１０月１５日から
令和８年１１月１４日まで（１か月）

3　指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

4　事実概要：　上記有資格業者は、岐阜県可児市内の工事現場において、令和７年４月３０日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告を行い、同社及び同社の役員が、令和８年４月９日、御嵩簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けた。

5　指名停止措置理由：　上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○指名停止措置要領（抄）付表第２

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内